

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金への
寄附金取扱規則

令和5年3月7日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4第1項の規定に基づき設置される大学・高専成長分野転換支援基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされる寄附金の受入及び経理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附される独立行政法人大学改革支援・学位授与機構会計規則（平成16年規則第65号。以下「会計規則」という。）第22条第1項に定める現金をいう。

- 一 大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。）の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付（以下「助成業務」という。）に要する経費
- 二 助成業務に附帯する業務に要する経費

(受入の手続き)

第3条 機構長は、寄附金を受け入れようとする場合は、寄附申込者から寄附金申込書（別紙様式）又は別紙様式と同様の内容の電子メール、機構ウェブサイトフォーム等電磁的記録による申込を受理し、企画調整会議の議を経て受入の諾否を決定するものとする。

2 前項の場合において、機構長は、当該諾否の決定を当該寄附申込者に通知するものとする。

(受入制限)

第4条 寄附金について、次の各号に掲げる条件が附されているものは、これを受け入れることができない。

- 一 寄附者が収支についての検査、監査等を実施すること。
- 二 寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すこと。

2 前項に規定するもののほか、機構長が特に機構の業務運営上支障があると認めたものについては、受け入れることができないものとする。

(納付の手続き)

第5条 機構長は、寄附金の受入れを決定したときは、直ちに納入依頼書を作成し、寄附申込者に対して納入の依頼を行うものとする。

(基金への充当)

第6条 受け入れた寄附金は、会計規則第5条第2号に定める助成業務等勘定において経理するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、寄附金の受入及び経理に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和5年2月20日文科科学大臣決定）第13条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文科科学大臣による額の確定のあった日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

（元号） 年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

寄附者 所在地（住所）〒
法人名（職業）
代表者名（氏名）（ふりがな）
メールアドレス
電話番号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4第1項の規定に基づき設置される大学・高専成長分野転換支援基金に充てることを条件として、下記のとおり寄附します。

記

寄附金額	円
その他	